下呂市成年後見支援センターだより

発行：下呂市成年後見支援センター
令和7年　7月　発行

【 第7号 】

（ 次回発行：令和７年 11 月『 成年後見人等の仕事 財産管理 編 』を予定しています ）

下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい！法定後見制度 利用前のチェックポイント

☑ 認知症や知的・精神の障がいなどにより**判断能力に不安**のある方が対象です。

・「身体的な障がいのみの方」や「単なる浪費などの場合」は 制度の対象になりません。

☑ 制度の利用や手続きには**時間と費用**がかかります。

・詳しくは、下呂市成年後見支援センターだより 第２号・第３号 をご覧ください。

＊過去に発行されたセンターだよりは 下呂市社会福祉協議会ホームページ からも確認できます。

☑ 原則として**途中でやめることはできません。**

・いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることはできません。

・成年後見人等の仕事は「本人の判断能力が回復」または「本人が死亡」するまで続きます。

＊申立てのきっかけとなった問題（遺産相続、債務整理、不動産処分 など）が解決した後も、制度の利用は続きます。

☑ **希望した人**が成年後見人等に**選ばれるとは限りません。**

・家庭裁判所が「最もふさわしい」と判断した人を職権で選びます。

☑ 本人の希望でも 成年後見人等が**積極的な資産運用**をすることはできません。

・成年後見制度は「本人の財産や権利を守る」ことを大前提にしているため、株式への投資や財産の贈与などは認められません。

・財産状況によっては、裁判所から **後見制度支援信託** ※1 の利用を求められることがあります。

※１ 本人の財産のうち、日常的に使用するお金を成年後見人が管理して、残りは信託銀行などに預けて管理する仕組みです。

成年後見制度を
もっと**身近**に…

出張相談のご案内

こんなお悩みはありませんか？？

＊ 成年後見制度について知りたい！でも 自分ひとりでは**センターまで行けない**。
＊ **施設**で暮らす母のことを相談したい。母にも会ってほしいけど、母は外出できないし…。
＊ 弟が**病院**に入院した。物忘れが出てきたけど、成年後見制度の利用は必要なの？？　など

ご安心ください！

成年後見支援センター相談員が **ご自宅、施設、医療機関、**最寄りの**公的機関**など、相談者さんの最も安心できる場所まで お伺いいたします。

お悩みを抱えた**ご本人**はもちろん、**家族・親族**、病院や施設等の**職員さん**の相談にも応じます。

○ ひとりでは**契約**や**手続き**が難しい
○ **お金の管理**がうまくできない
○ 離れて暮らす家族が**悪質商法の被害**に遭わないか心配
○ 今は元気！でも**将来の生活や財産管理**が不安
○ 障がいのある**我が子の将来**が心配
○ 研修会やテキストで**「成年後見制度」の勉強**はしたが難しくて諦めてしまった　など…

気になることがあれば
ぜひご連絡ください

下呂市成年後見支援センター ご利用案内

【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地８ 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-52-3936　【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月～金曜日 午前８時 30 分～午後５時 15 分（土日祝、年末年始を除く）

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています